

■第5次垂水市総合計画 前期基本計画の諮問に関する流れ

《総合開発審議会の役割》

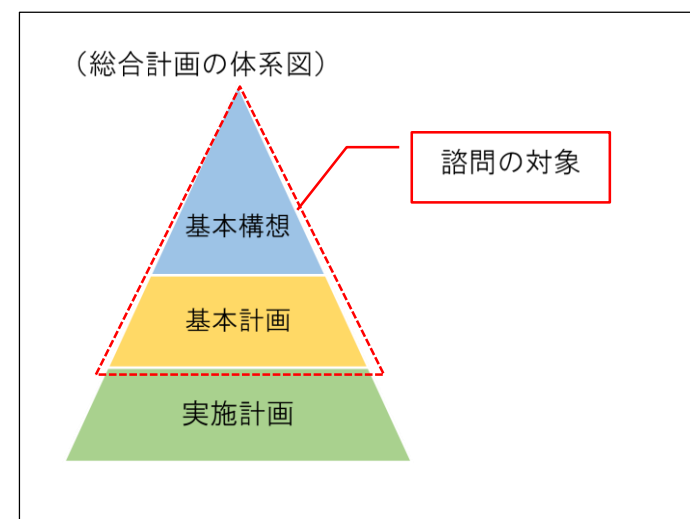
垂水市総合開発審議会条例第2条の規定に基づき、総合計画の策定に際して、市長の諮問に応じて市の総合的な開発計画、振興発展に必要な事項について審議を行うための機関として設置されています。
 ※諮問の対象は、基本構想及び基本計画

[これまでの審議会]

- 第1回審議会 (H29.8.18)
 - ・総合開発審議会の役割
 - ・第5次垂水市総合計画策定・今後のスケジュール
 - 第2回審議会 (H29.9.11)
 - ・第5次垂水市総合計画基本構想(素案)の諮問
 - 第3回審議会 (H29.10.3)
 - ・第5次垂水市総合計画基本構想(素案)の審議(意見交換)
 - 第4回審議会 (H29.11.7)
 - ・第5次垂水市総合計画基本構想(素案)の答申
- ◎庁内体制：垂水市経営会議 (H29.11.7) に基本構想の決定

[今後の審議会スケジュール]

- 第5回審議会 (H30.2.16)
 - ・第5次垂水市総合計画前期基本計画(素案)の諮問
 - ・第5次垂水市総合計画前期基本計画(素案)の説明
 - 第6回審議会 (H30.3月未定)
 - ・第5次垂水市総合計画前期基本計画(素案)の答申
- ※現在3/22で調整中。決定すれば改めてお知らせします。



審議会での答申を踏まえ、庁内(政策調整会議・垂水市経営会議)を行い、最終案をまとめる。